

# 全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成23年度臨時広域連合長会議 会議要旨

日時：平成23年11月17日（木）15：30～16：15

場所：全国都市会館 3階 「第1会議室」

## 1 開会

## 2 会長挨拶

皆様御承知のように、現行制度は廃止されるとされ、廃止後の新たな高齢者医療制度につきましては、高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」において示されたところです。その後、東日本大震災の影響や全国知事会からの反対意見などもあったため、現在まで足踏み状態が続いております。

国におきましては、新制度の構築を目指し、来年の通常国会に関連法案を提出するよう取り組まれているようですが、最近の報道を見ますと、現行制度の見直しも含めて、様々な検討がなされているようでありまして、今後の動向が注視されるところです。

そのような中におきましても、現行制度が継続される間は、被保険者が安心して医療を受けられるよう、広域連合の安定した運営に努めていかなければなりません。今年度は、平成24・25年度の保険料率算定の年であります。現在は、まだ試算の段階ですが、医療費が年々増大していることから、剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しを行ったとしても、全国的に保険料が増加するような見込みとなっているようであります。年金も含め所得が伸び悩む中、被保険者の負担が重くならないよう、できる限り手を尽くす必要があると思っておりますが、広域連合の財源にも限りがありますので、やはり国の財政支援が必要となってきます。

そのためにも、本協議会が行っております要望活動で、国に対し的確に現場の声を届けることが非常に重要であると思っております。

## 3 来賓紹介・来賓挨拶

- ・紹介：外口崇厚生労働省保険局長、横幕章人高齢者医療課長
- ・挨拶：外口崇厚生労働省保険局長

高齢者医療制度の見直しにつきましては、「高齢者医療制度改革会議」において一年余り御議論いただき、昨年12月に最終的な取りまとめが行われたところがあります。

また、「社会保障・税一体改革成案」におきましても高齢者医療制度の見直しが盛り込まれており、社会保障審議会等で関係者の皆様の御意見をお聞きしながら、「2012年以降速やかに法案提出」との工程に従い検討、調整を進める予定です。

いずれにいたしましても、現場を預かっている皆様方と考え方を一つにして、一致協力して取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 4 議事

### (1) 要望書（案）について

- ・質疑なし、原案のとおり採択

5 要望書手交

- ・横尾会長から外口保険局長へ手渡し

(※11月24日、厚生労働省にて藤田政務官へ手交)

6 厚生労働省と意見交換

**【質疑】古川副広域連合長（福島県）**

東日本大震災の被災地に対する、国の御支援、御協力、また、原発事故に伴い全国各地に避難している福島県の被保険者に対する、各広域連合の御支援に対し、この場をお借りして、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

Q1) 被災した被保険者に対する平成24年度以降の一部負担金免除及び保険料減免措置、それに対する国の財政措置について御検討いただきたい。

Q2) 今後の標準システムの改修及び機器更改について、必要経費は国において御負担いただきたい。

A1) 平成24年度以降の国による財政支援については、被災地の状況を拝見させていただきながら、予算編成において財政当局と協議検討していきます。

A2) 後期高齢者医療制度のシステムについては大きく二つ、ソフトとハードということになります。ソフトについては国と国保中央会により共同作成し、ハードについては地財措置というかたちで財政措置を行っています。

システムの更改に向けては、その二つのルートで対応させていただきたいと思えます。また、この件に関しましては「システム研究会」という場を設け、ブロックごとの広域連合さんにも御参加いただいておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

**久嶋広域連合長（京都府）**

Q3) 現行の後期高齢者医療制度について、国においては廃止するとされている中で、現行の電算システム、現行制度でのソフトの更新を行おうとされています。しかし、単にリースの耐用年数のみを理由としてでは、議会に対し予算等の説明が果たせません。

国においては、現行の後期高齢者医療制度の今後の方針を明快にお示ししていただきたいと思えますし、その上で必要な経費についても財政措置をお願ひしたいと思えます。

A3) 制度の見直しにつきましては、一体改革成案の工程に従って、更なる検討、調整を進めていくという段階であります。

また、システムに関してですが、制度の在り方についての方針が決まってから、実施までには少なくとも2年程度は必要な上、新制度移行後も一定期間は現行制度に対応できるようにしておく必要があると考えております。

安定した運営を確保するための措置というのは、システムの面でも必要がありますので、システム研究会を通じて御意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

7 閉会